

「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」設立趣意書

鳴瀬川の変化に富む自然や景観は古くから地域の人々に親しまれ、その流れは、流域内の社会・経済・文化を支える重要な役割を果たしてきました。

しかし、鳴瀬川は過去幾度と無く洪水に見舞われ、当地区に甚大な被害をもたらしてきたことも事実です。特に昭和61年8月洪水では、大崎市（旧鹿島台町）を中心に被災家屋約2,500戸、最大冠水日数が12日間に及ぶなど閉鎖型氾濫地形を有していることから未曾有の洪水に見舞われました。

また、洪水のみならず平成15年7月の宮城県北部地震により6箇所にわたり堤防崩壊・陥没などの被害が生じています。

鳴瀬川水系の治水事業は、明治43年8月洪水及び大正2年8月洪水を契機に大正6年から宮城県において実施したのが始まりであり、大正10年の第2期治水計画に基づき大正12年から河川法による国の直轄事業として改良改修工事に着手し堤防新設及び拡築並びに護岸、水制工等の工事を行ったのが始まりです。

その後、昭和39年の新河川法の制定を受け、昭和41年に鳴瀬川水系が一級河川として指定され、鳴瀬川水系工事实施基本計画を策定、昭和55年の改定を経て、これまで水系の一貫した河川整備を行ってきました。

一方、豊かで潤いのある質の高い生活や、良好な環境を求める国民ニーズの増大等、最近の動きに的確に答えるため、平成9年に河川法が改正されました。その目的に「治水」「利水」のほか、新たに「河川環境の整備と保全」が加えられると共に、従来の「工事实施基本計画」にかわり、河川整備の基本となるべき方針を定める「河川整備基本方針」と、今後概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが位置付けられました。更に、「河川整備計画」の案を作成する段階においては、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた整備を推進するため、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、県知事又は関係市町村の長の意見を反映する手続きが導入されました。

鳴瀬川水系の河川整備基本方針は、平成18年2月14日に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て決定したところであり、今般、その方針に沿って、鳴瀬川水系河川整備計画を策定することとしました。このため、河川に関して学識経験を有する方々から意見を聴くための「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」を設立するものです。